

失効した知事指定薬物(令和3年2月9日石川県告示第31号)

1 失効した知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名(告示名)	構造式
1	5F-EDMB-PINACA	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	
2	AMB-FUBICA, MMB-FUBICA	メチル=[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	
3	1cP-LSD	(8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類	
4	MMB-022, AMB-4en-PICA, MMB-4en-PICA	メチル=3-メチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和3年2月1日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。